

蒙古襲来（モンゴル戦争）における鎌倉幕府の異国警固政策と在京人・西国地頭御家人・得宗被官庄氏の政治的・軍事的活動

—その他の児玉党武士団の動向と関連づけて—

本庄市文化財保護審議会委員 雉岡 恵一

はじめに

在京人・児玉党庄氏の本貫地は武蔵国児玉郡（現埼玉県本庄市）である。しかし、鎌倉幕府の成立後、庄氏は西遷して在京人として畿内近国、また西国地頭御家人として美作・備中などで政治的活動を展開した。

その前提となったのは、治承・寿永の内乱期における庄四郎（高家）の在京活動である。彼は当初義仲軍として活動したが、その後転身して鎌倉幕府（義経）軍の一員となり、一ノ谷の戦いで軍功をあげた。さらに鎌倉殿（頼朝）の主從制的支配権が確立する中で、頼朝と義経が対立すると、京都において文治元年（一一八五）児玉党は「源義経邸襲撃事件」を、庄四郎は「藤原友実（義経の有力家臣）殺害事件」をおこした。つまり庄氏は京都の政治情勢に精通し西国での戦争に参加することで、その情報収集・分析・対応能力を東国武士団ネットワークから畿内・瀬戸内地方（西国）を含めた地域に広げた。また鎌倉殿頼朝の支配構造（主從制的支配権）の成立過程を観察し、平氏や義経に与同した謀叛人跡を敵方所領として没収して「謀反人跡地頭職」が創設され新恩給与されることを分析した可能性が高い。それが内乱期の武士団の生き残りには不

可欠なものであった。

次に、北条氏の執権政治が確立する過程で、比企氏の乱（一一二〇—三）後北条時政の執権権限が成立し、北条氏は相模・武蔵をはじめ東国の支配を固めた。その象徴として相模守・武蔵守の「両国司」の称号は北条氏の官途として定着していった。それが、児玉党の本貫地である上野国西部・武蔵国児玉から人間地方の確実な本領安堵につながったと考えられる。<sup>1)</sup>

続く、承久の乱（一二二一）で、庄四郎（家定・庄高家の甥）は自立的な在京活動を続け、最初宮方として参加したが、その後鎌倉方に逃亡したようである。他方、鎌倉幕府軍として小（児）玉党三千騎は宮方軍の主力である山田重忠と戦い退けたという。

そして、承久の乱後に北条義時・泰時によって確立期をむかえた執権政治は、在京人庄氏をはじめとする児玉党武士団の畿内近国・西国での政治的活動に大きな影響を与えた。

まず貞応元年（一二二二）に庄四郎は、備前国和氣・赤坂郡の検注使に任命された。その背景は庄四郎の乱以前からの活発な在京活動であり、乱途中で鎌倉方に寝返り、戦後は在京人として六波羅探題北条泰時の意向を受けて、庄氏の西遷地である備中国草壁荘とも連携しながら隣国の備前国の太田文作成を目的とした検注を実施した。

次に元仁元年（一二二四）に執権となった泰時は、直後から北条氏による摂津守護の獲得をめざした。その契機となったのは、児玉党四方田（しほうでん）氏が在京活動中に野本氏から狼藉を受けた事件であった。一方、庄氏は摂津国御位田久貞名を相伝できる所領として確保し、在京人として備中や美作の所領間の交通路を含めた畿内近国・西国とのネットワーク支配を実現させた可能性が高い。

さらに、六波羅探題による在京人体制が整備される中、仁治三年（一二四二）に、在京人庄四郎は執権泰時から摂津出身の在京人能勢蔵人の動向を監視・報告するように命じられた。つまり、執権泰時は、在京人庄四郎に対して本来同等の立場である在京人能勢蔵人の在京奉公の状況（職務怠慢）の監視および報告を命じたのである。それは北条氏の指揮命令に基づく在京人体制を構築する過程での施策の一つであった。ここに、執権北条（泰時）氏の六波羅探題を中核とした西国支配強化政策で協働した庄氏・四方田氏は、將軍頼経派と考えられる野本氏や能勢氏の一部と対峙する体制の中に組み込まれていった。<sup>②</sup>

その後庄氏は、後述するように北条重時（泰時の弟）の被官を経て得宗時頼の被官となる。そうした中、八代執権北条時宗（母は重時の娘）の時代に蒙古襲来がおきると幕府の異国警固政策をうけて軍事活動をおこなう。そこで本稿では得宗被官としての政治的立場から庄氏の活動を分析する。

## 一 北条重時被官庄四郎の得宗時頼被官化への政治的経緯

最初に庄四郎が北条重時の被官となった政治的経緯を述べよう。それは、建長元年（一二四九）十一月三日、北条重時（連署）が庄四郎を伯耆国北条郷の地頭代職に任命したことである。<sup>③</sup>

その意味するところは、まず一三世紀中葉、庄氏の家督（一族の長）の系譜である本庄氏の地位が低下し、そこから自立性を高めて在京活動や西国進出を続けていた庶子家の庄氏は、時の実力者、北条重時の支配下に入ることで一層の成長（完全な自立）を可能にしたと考えられる。

一方、鎌倉に下向し連署となった重時は、在京人庄四郎を被官とすることで、彼の職能を利用してさらに京都及び西国の政治情勢を把握し対応力を高めようとした。なお重時の所領代官に対する考えを示した史料として『極楽寺殿御消息』がある。それには「一 所領をもたずして、代官をねがふとも、代官をもたずして、所領をねがふべからず。又代官は一人たるべし。」とあるので、重時が庄四郎を伯耆国北条郷（現在確認できる伯耆国で唯一の北条氏所領）の地頭代職に任命したことは、庄氏を信頼にたる代官（被官）と認めたことを示している。

さらに、庄氏にとって伯耆国北条郷の地頭代に任命された意義は、備中・美作から伯耆（日本海沿岸）に向かうルートを確保したこともあった。<sup>④</sup>

続いて、北条重時の死後の庄四郎は、得宗北条時頼の被官となったと思われる。それを示す史料は二点現存する。最初の史料は、弘長二年（一二六二）三月一七日、幕府が庄四郎入道に在京を命じた関東御教書案である。<sup>⑤</sup> その内容は、

六波羅無人数之間、所被差上人々也、早為其内、可令在京者、  
依仰執達如件

弘長二年三月十七日 武蔵守（北条長時）（花押）

相模守（北条政村）（花押）

庄四郎入道殿

この史料から以下の二点について考察できる。一つは六波羅に「其内」として上り、在京せよと命じられていることから、この四郎入道が庄氏を代表して幕府に祇候する惣領（一族の長、すでに庄四郎は家督の本庄

氏から完全に自立していたのか)にあたる者であったと思われる。

もう一つは、この命令を受けて、庄四郎は(以前に在京の事実があったとしても)新たに在京人としての任務に就いた。もし、在京人の庄四郎が関東に戻った時期を推察すると、直近としては、弘長元年(一二六一)一月三日重時が病死した前後と考えられる。そして庄四郎入道は、新たに時頼(重時の娘婿、執権長時〔重時嫡子〕より三歳年上)の被官つまり得宗被官として京都に赴任したと考えられる。

一二四〇〜五〇年代には、洛中警固を担う在京人体制がほぼ成立したが、そこには、得宗として執権政治の完成をめざす時頼の政治姿勢に基づいて実施した京都朝廷と一線を画す六波羅探題・在京人体制の確立があった。

以上の点をふまえて、弘長二年三月一七日幕府は庄四郎に在京を命じたのである。そして庄四郎は重時の被官として宝治合戦(一二四七)以後、何度か京都から関東へ下向し、直近では弘長元年一月の重時の病死にともないその前後に関東に下向していたと推測できる。

つまり、必ずしも十分でなかった京都大番役や在京人の補充のためあるいは悪党問題に対応するため、庄四郎に新たな在京命令が出されたのではないか。

第二の史料は、年末詳(文応元年「一二六〇」)から時頼存命最終年・弘長三年「一二六三」までか)四月二四日北条時頼が数年在京した庄四郎の労をねぎらった北条時頼書状である。<sup>8)</sup>

数年在京事、公私御奉公不及左右候、又歸洛事、尤神妙候、  
謹言、

(年末詳) 四月廿四日、

(北条時頼 花押)

#### 庄四郎殿御返事

その内容から次の二点に注目したい。

一つは史料の後半部分の文言「又歸洛事、尤神妙候、謹言」で、意識すれば「(庄四郎は時頼に頼まれて鎌倉に赴き任務あるいは報告をして)また、すぐに(鎌倉から)京都にもどり(在京の任務に就くという)感心なことであり感謝している。」とした点である。

さらに私が注目したのは、前半の文言「数年在京事、公私御奉公不及左右候」である。この文言から、時頼は庄四郎の「在京奉公」を「公(在京人としての奉公)」と「私(得宗被官・探題被官としての奉公)」の両面から評価していたことがわかる。この点は註(7)の五味文彦氏が指摘した「探題被官は探題の交替ごとにその陣容は変化しており、六波羅の機構に恒常的にタッチしている御家人たる在京人との間では、その存在形態・意識において大きなズレがあった。」という六波羅における探題被官と在京人との内部矛盾の指摘があり、それを解決しようとして働く庄四郎の在京活動を「公私御奉公」であると時頼はとらえたのだろう。

つまり、庄四郎の在京人としての長年の在京経験に基づく京都情勢を熟知した奉公と、得宗のために素早く対応する迅速性にすぐれた奉公(例えば京都と鎌倉との往復行動)に時頼は感謝したのだろう。要するに、庄氏に代表される西遷御家人が、在京人・得宗被官としての公私両面の主従関係に基づき奉公することで、時頼晩年期の執権政治は支えられていたのである。<sup>9)</sup>

しかし、北条時頼は弘長三年一月二二日に死去し(三七歳、重時死去のわずか二年後)、あとを継いだ執権北条長時(重時嫡子)も翌文永元年(一二六四)八月二日に三五歳で死去した。

## 二 北条時宗の時代の得宗専制政治と二月騒動

新たな鎌倉幕府権力は、文永元年（一二六四）八月一日、北条政村（六〇歳）が執権に、北条時宗（一四歳）が連署に就任したことではじまる（將軍は六代宗尊親王）。その後文永五年（一二六八）三月五日には、執権と連署が交替し執権時宗（一八歳）・連署政村（六四歳）の体制が確立した。それにもない文永元年～文永一〇年（一二七三）には政村・時宗署判下知状が発給された。そこで、近藤成一氏の研究に基づいて、文永三年（一二六六）から文永一〇年（一二七三）までの得宗専制政治の深化の状況を確認しよう。『執権政治』の完成という側面に注目するならば、『得宗専制』は幕府文書体系の完成期に対応する。文永三年の鎌倉殿宗尊親王の京都送還は得宗時宗政権のための布石であったが、この事件を契機に文永七年（一二七〇）の新鎌倉殿惟康が従三位上階するまで下文は用いられない。そして、この空白期をはさんで下文の様式が一変し、下文の下知状化が完成する<sup>10)</sup>

つまり、文永七年二月二〇日、七代將軍源惟康と名のると、それに付随した惟康政所下文は文永七年から発給された。それは、前述したように下文と下知状の關係の完成期にあたり「下文は変質を遂げ、下知状と同質化していく。様式のうえでも下文本来の様式を逸脱し下知状の様式に引きずられた下文が創り出される」<sup>11)</sup>

「幕府が新たに下知状を開発したのは、主従關係とは異なる統治關係に基づいて発給される文書が求められたからである。被支配者間の利害の対立を第三者として判定する統治権が特に訴訟の場で求められる。統治権が十分な効力を有するためには不特定多数に対して権能することが

必要であるから、統治権は領域的支配の性格を持つ。幕府の統治権は御家人相互の間のみならず、少なくとも御家人を一方当事者とする対立關係に対する権能が求められる。（中略）幕府が公家政権を破りその統制下に置いた時、幕府の統治権は初めて『公権』として確立する<sup>12)</sup>のである。

そうした時期の文永九年（一二七二）二月二日に二月騒動がおきた。その概要は評定衆・一番引付頭名越時章とその弟の評定衆教時（当時筑後・大隅の守護職をもつ）が幕命により誅殺され、その四日後には六波羅南方北条時輔が北方北条義宗に討たれた事件である。

時章にせよ時輔にせよ本人に謀叛の意図が明らかに存したというよりも、時宗の周辺が彼らの謀反におびえた。そういう心理をもたらしただけは、いうまでもなくモンゴル襲来の脅威であり、対外危機が国内の不安をかきたてたのである。加えていえば、親政・院政あわせて三十年を超えた後嵯峨法皇が臨終の床にあった。そういう社会不安におびえた時宗の周辺が引き起こしたのが二月騒動であった<sup>13)</sup>。

そして二月騒動の結末は、討手の大蔵次朗左衛門尉（頼季・比企郡大蔵（現埼玉県嵐山町大蔵）が本貫地の武蔵御家人・御内人）・四方田滝口時綱（景綱の男）・渋谷新左衛門尉（相模御家人で御内人）・石河神次左衛門尉（御内人）・薩摩左衛門三郎（伊豆の伊東の一族）五人が、名越時章・教時を誤殺した罪で処刑されたことで終わった<sup>14)</sup>。

なお、四方田（時綱）氏と北条氏の關係について述べれば、四方田景綱（時綱の父）は、正嘉元年（一二五七）には連署北条政村の被官になっていた（『吾妻鏡』同年九月一八日条）。その後、文永一〇年（一二七三）五月二十七日、北条政村は六九歳で死去し、同年六月八日北条義政（重時の子）が連署に就任した。

### 三 モンゴルと高麗からの日本への使者

モンゴル・高麗からの使者(国書)について述べれば、日本は蒙古襲来までに少なくとも蒙古国書三通、高麗国書三通、他に蒙古・高麗使節の書状も受け取っている。しかし日本から一通も返事を送ることはなかった。

その概要を年代順に述べると、文永三年(一二六六)、蒙古の通交を求めた最初の使節として高麗使は嚮導(きょうどう)として対馬対岸の巨濟島に赴いたが、渡海を果たさず帰還した。しかしクビライは承知せず、今度は高麗の責任で国書をとどけることを命じた。これにより、文永四年(一二六七)九月、高麗使潘阜(はんぷ)が蒙古の国書を日本にもたらした。

文永五年(一二六八)閏正月八日、蒙古第二回使者の指示を受けた高麗の使者が対馬を経由し、筑前国博多に到着した。回国守護人少弐資能は国書を受け取り鎌倉幕府に送致した。国書の日付は一年半ほどまえの至元三年(一二六六)八月のものであった。その後、文永五年二月七日に幕府は蒙古の国書を朝廷に奏上した(『深心院閔白記』)。

文永六年(一二六九)三月七日、大宰府守護所から、京都の六波羅探題に、蒙古・高麗の使者の対馬来島の報知があった。それは、前年の辺牒(日本からの国書の返事)を求めるものであったが、島民と紛争をおこし二人の島民を捕縛して帰国した(『帝王編年記』)。

他方、高麗では一二七〇年五月末、高麗国軍の主力であった三別抄が、反蒙古を標榜し珍島に拠点を移し反乱をおこした(三別抄の乱)。それに対して蒙古は一二七一年四月から五月に珍島総攻撃を行った。

そうした背景の中、三別抄から日本(幕府)への救援要請があった。そして文永八年(一二七一)九月二日、幕府の使者が高麗(三別抄)牒状を携えて(閔東申次)西園寺実兼の所に行き、三日から後嵯峨上皇の審議にかけられた。その牒状には「蒙古兵が日本に攻めてくる」とか「米を送って欲しい」とか「援軍を乞う」とか書かれていた。これまでの高麗の国書の言っていることとはずいぶん違っているので、前回の文永五年の牒状と比べて不可解な箇所や注意される文言を書き出した会議資料が作成された。それが「高麗牒状不審条々」である。その後一二七三年四月、三別抄は元(一二七一年一月、モンゴル「蒙古」は国号を元とした)によって平定された。結果的に三別抄の二年に及ぶ反乱は、モンゴルの日本遠征を遅らせ、逆に言えば日本に二年の準備期間を与えることになった。

他方、新たな蒙古の使者は趙良弼であった。彼は文永八年(一二七一)九月一九日、筑前国今津(現福岡市)に到着し国書を呈出した。趙良弼(三度目の国書は、最初と同じクビライの親書であった)一行は、自ら上京して直接国王に国書を手渡すことを主張したが、少弐氏と問答を重ねた末、ようやく副書(写し)を提出した。そして、一〇月二三日、副書は鎌倉を経て京都に届き院において評定が行われたが、返牒は交付されなかった。その後、趙良弼は文永九年(一二七二)正月と同年五月、さらに文永一〇年(一二七三)三月、使者として大宰府に来て京都に上ろうとしたが目的をはたさず帰国した<sup>15)</sup>。

### 四 文永の役以前の幕府による異国警固政策と小代氏

鎌倉幕府(北条時宗・政村)が最初に命じた異国警固政策は、文永

五年（一二六八）二月二七日の讃岐守護（北条有時か・義時六男・重時弟）に命じて、蒙古襲来の防備を讃岐国御家人に下知したことはじまる。<sup>16</sup>

次に幕府は、東国から鎮西（九州）への最初の南向命令を出した。具体的には、文永八年（一二七一）九月一三日に児玉党小代氏と相模国御家人二階堂氏<sup>18</sup>に下知したものである。<sup>19</sup>

なお、小代（重俊）氏の所領は宇佐弥勒寺喜多院の所領肥後国玉名郡野原（のばら）庄（現熊本県荒尾市）にあった。しかし重俊は武蔵国勝代郷（現東松山市正代）にとどまり、野原庄へは代官を派遣したらしい。児玉系図によると小代重俊の子息には、重泰・政平・泰経・資重らが見える。政平は増永村、泰経は荒尾村、資重は一分村を領した。<sup>20</sup>

続いて、異国警固番役の最初の事例を示す。それは文永九年（一二七二）二月一日に、大友頼泰が豊後国（現大分県）の御家人野上太郎資直（玖珠郡飯田郷野上村が本拠）に命じて、筑前・肥前両国（現福岡県・長崎県・佐賀県）の要害を警備させたことである。<sup>21</sup>

なお、肥前・筑前両国は武藤氏（少弐）の守護管国であったが、幕府は蒙古襲来に備えるため、鎌倉時代以来の守護支配体制を無視して、大友氏に肥前・筑前両国の要害警固に武藤氏と共にあててることを命じた。<sup>22</sup> その直後、文永九年二月一日〜一五日に、前述した二月騒動（四方田時綱が係わった）がおこったのである。

その後の異国警固番役の概要を述べれば、文永の役の「翌年の建治元年に、春（正・二・三月）が筑前・肥後、夏（四・五・六月）が肥前・豊前、秋（七・八・九月）が豊後・筑後、冬（十・十一・十二月）が日向・大隅・薩摩という風に鎮西九カ国の地頭御家人の番役割宛てが定められた。これによれば各国御家人の勤務期間は三カ月であるが、個々の御家人に即していえば、一カ月勤務であったらしい。しかしその後、制規に変更が

あったらしく、建治三年（一二七七）以降の実例によれば、個々の御家人は一カ月交替で年四回、すなわち年に四カ月、また弘安十年（一二八七）以降では一カ月交替で年二回となり、降って嘉元二年（一三〇四）以降は五年に一回となる。」<sup>23</sup> なお、異国警固番役勤務者には鎌倉番役が免除され、京都大番役も免除されたと推定されているが、京都大番役が三ないし六カ月勤務で数年に一回程度であったのに比べれば、異国警固番役の苛酷さが推察できよう。<sup>23</sup>

## 五 文永の役から弘安の役以前の幕府による異国警固政策と児玉党武士団

文永の役は、文永十一年（一二七四）一〇月三日、モンゴル軍兵士・乗員計三万数千が九百余艘の艦船に分乗して朝鮮半島南端の合浦を出港、日本に向かったことではじまる。モンゴル軍は途中、対馬・志岐を制圧し、一六・二七日に肥前国の平戸、能古、鷹島返の防備の手薄なところを窺って、多くの住民を捕えた。<sup>24</sup> さらに十九日亥刻（二二時前後）、モンゴル軍は、満潮になる直前で夜間博多湾岸に上陸となった。合戦は午前一〇時ごろから日没まで続けられた。日本軍はたちまち苦戦に陥り、博多・箱崎の地を失い水城（みずき）まで後退した。しかし優勢に戦っていたモンゴル軍は二〇日の夜に突如撤収してしまった。<sup>25</sup>

それでは、文永の役における児玉党の動向を示した史料を紹介しよう。それは『太宰府・太宰府天満宮史料 巻8』である。具体的には「（文永一〇年一〇月）十九日辛酉、元兵、筑前今津に到る、翌日、博多にせまる、太宰少貳藤原景資、諸士を率いて拒戦す、（中略）（八幡愚童記）『來ぬときより馳せ参る軍兵は、太宰少貳・大友・紀伊一類・白杵・戸次・

松浦黨・菊池・原田・大矢野・兒玉黨以下、神社佛寺等の司等に至るまで、我も我もとはせあつまりければ、たとひ異敵十萬に及ふとも、何ほどの事あらんとて、いさましくぞ見えける。<sup>(26)</sup>（中略）〔八幡愚童訓上〕『九國二馳集軍兵誰々、少貳・大友・菊池・原田・紀伊一類、白木・戸次・松浦黨・兒玉黨以下、神社佛寺之司及モ我モ々々ト打立ケル』とある。<sup>(27)</sup>ただし、文永の役に参戦した具体的な兒玉党武士の氏族名は不明である。なお、昭和八年刊行の『埼玉県史』には「文永十一年十月、元兵の壱岐を侵せる際、之に死せる守護代なる、平内左衛門経高も、あるいは小代氏の一族ではないかと思われる。」とある。しかし、諸本では壱岐島守護代平景高、あるいは景隆とあり、兒玉党武士ではないとされている。<sup>(28)</sup>

続いて、文永の役後の鎌倉幕府の異国警固政策の概要を述べよう。それは、異国（高麗）出兵計画と石築地の築造であった。

文永の役の博多湾合戦が行なわれてからまだ半年もたっていない文永二年（一二七五）四月一五日、長門室津に杜世忠（とせいちゆう）ら五人の元使が到着した。かれらは八月に入り鎌倉に召し下されたが、九月七日滝の口において斬首された。

元使を処刑した後、幕府は翌年三月を期して高麗に出兵する異国出兵を計画し、金沢実政・安達盛宗らを鎮西に派遣した。異国警固のため要所となる諸国の守護は一斉に交替し、筑後は北条義政が、豊前は金沢実時が、肥後は安達泰盛が就任した。実政・盛宗の赴任はそれぞれの父実時・泰盛が要人として鎌倉を離れられないための代官としてのものであった。なお、杜世忠が着津した長門の守護は時宗の弟宗頼が就任し、隣国周防の守護も兼ね、自身が現地に着任した。これ以後、長門・周防両国守護は兼帯が例となり、軍事上の要職として長門探題と呼ばれることも

あった。

また幕府は、少弐経資に命じて鎮西諸国の梶取（かじとり）・水手（かこ）を徴発させたが、建治元年二月八日、鎮西のみでは不足する梶取・水手の徴発を山陰・山陽・南海道諸国の守護に命じ、経資の配分にしたがって博多に送らせることとした（追加法四七三条。東寺百合文書ア『鎌倉遺文』一六一―一二七〇）。

年を越えて建治二年（一二七六）三月五日、豊後守護大友頼泰は国内の御家人に所持の舟数、配下の梶取・水手と異国出兵に動員する人数・兵器を、二十日を期限に報告させ、また船と梶取・水手を翌月中旬までに博多に送ることを命じた（追加法四七四条・四七五条。諸家文書纂野上文書『鎌倉遺文』一六一―一二五二）。同様の命令は肥後でも出されたようである。同国窪田庄預所僧定愉（じょうゆ）は自身の年齢が三五歳で、兵力として郎従一人・所従三人・乗馬一疋、兵具として鎧一両などで、具体的な物を有することを報告している（石清水文書『鎌倉遺文』一六一―一二七五）。

次に石築地の築造について述べよう。異国出兵計画を進めている最中の建治二年三月一〇日、少弐経資は肥前守護として国内の地頭に対し、二〇日までに人夫をともなつて博多津に向かい、石築地の築造にあたることを命じた（肥前深江文書『鎌倉遺文』一六一―一二三六〇）。この命令書によると、石築地の築造は、高麗に発向する者以外のすべての者が平等に負担する課役であり、翌建治三年（一二七七）正月までに一応完成したが、その後も修築が続けられ鎌倉時代の末までおよんだ。

同年八月に大隅留守所が作成した石築地役支配注文によると、大隅が担当したのは総延長二二五七〇寸余（約七二メートル）であり、これを御家人たると否とに拘わらず国内の領主すべてに所領一町につき

一尺の割合で負担させたのであった（調所氏家譜『鎌倉遺文』一六一―一二四六一）。

一方、異国警固番役は、前述したように建治元年（一二七五）二月、少弐経資により鎮西九カ国が二ないし三カ国で四つの番をつくり、春夏秋冬の三カ月ずつの蒙古警固を担当することを定められた（薩摩比志島文書『鎌倉遺文』一五―一八〇五）。しかし石築地の築造後この制度は変更され、鎮西各国がそれぞれ石築地を築造した地区の警固を担当することとなった。さらに、石築地の築造が進められ異国警固番役が整備されていく過程で、異国出兵計画の方は沙汰やみになった。

また幕府は建治二年八月、山陽・南海道の軍勢をもって長門警固にあたらせることを定め、該当国の地頭には一〇月までに子息を派遣することを命じ、地頭御家人のほか本所一円地住人を動員して警固にあたることを各国守護に命じられた（東寺百合文書『鎌倉遺文』一六一―一二四九）<sup>29</sup>。

こうした政治・軍事情勢の中で、建治元年（一二七五）五月二八日、小代氏の惣領重康は九州に下向したのである（『文永二年』五月廿八日 地頭殿〔小代重康〕御下向、蒙古人沙汰ノタメ也<sup>30</sup>）。なお、前述した文永八年（一二七一）の下向命令から四年も経過しているの、ほかの子息たち（庶子）はすでに下向していたと推定される<sup>31</sup>。

## 六 弘安の役とその時期の小代氏

弘安の役は、弘安四年（一二八一）五月三日忻都・洪茶丘および金方慶の率いる東路軍四万が九百艘の艦船に分乗して合浦を出発、二二日に対馬、二六日に杵岐を襲撃したことはじまった。六月六日博多湾の東

端志賀島に至った。その夜半から合戦が始まった。一三日に至り東路軍は志賀島から杵岐に退いた。また艦隊の一部は九日頃長門に着岸した。一四日に大宰府から京にもたらされた飛脚によるとその数は三百艘とのことだった。六月二九日、薩摩の守護島津久経の弟島津長久らの軍勢は杵岐島にいる東路軍を攻撃し、合戦は七月二日にも行われた。なお、この杵岐島の合戦で、長久の甥式部三郎、その配下の岩屋四郎久親（近）、同じく畠山覚阿弥陀仏、本田兼房等島津氏一党が奮戦した。

一方、阿塔海（アタカイ）・范文虎の率いる江南軍十万余は、六月一八日、三千五百艘の艦船に分乗して慶元（けいげん・寧波）を出港した。そして平戸島をめざした。七月二七日、東路軍は肥前鷹島に移り、江南軍もこれに合流した。大宰府を攻撃するためである。ところが晦日の夜半から大風が荒れ狂い、艦船に甚大な被害をもたらした。

そして、東路・江南軍は船を喪失し帰路をたたれたが閏七月五日から七日、海上と鷹島で、日本軍による元・高麗連合軍の兵士の掃討戦が行われた。閏七月五日千崎沖の海戦では、竹崎季長（『蒙古襲来絵詞』の主人公）のほかにも筑後の香西度景（こうざいのりかげ）や肥前の藤原資門（すけかど）が敵船に乗り移り、分捕（敵の首を取ることを）を行った事が記録に残されている（筑後五条文書『鎌倉遺文』一五一五〇、肥前武雄神社文書『鎌倉遺文』一九一三〇）。翌々日の閏七月七日、日本軍は鷹島に上陸し、船を喪失し帰路を断たれた元・高麗軍の掃討戦が行われた。生け捕りされた者は九日「八角島」（博多）に連行され、そこで処刑された<sup>32</sup>。

ところで、武蔵から肥後に西遷していた小代氏は弘安の役に参戦した可能性が高いがそれを直接示す史料は現存していない。しかし、本貫地の武蔵国比企郡青蓮寺には、弘安四年（一二八一）七月一日の小代重俊

供養板碑が造立されている。<sup>33</sup>それには小代氏が阿弥陀信仰を持っており、「撫民の徳」「仁恵之情」といういかにも在地領主らしい讃辞に飾られた聖霊ニ前右金吾なる人物のことが記され、小代平内右衛門尉重俊をあてることができよう。また、この頃すでに重俊の子息重康（重泰）が惣領として活躍していたが、造立趣旨の文中に「毘慮之廟石」とあることからわかるように小代一族の阿弥陀信仰にも密教的色彩が強いことを知ることができるといふ。<sup>34</sup>また、この板碑は、もともと青蓮寺にあったものではないが、阿弥陀種子の見事な板碑で小代重俊の追善供養のためのものである。ちょうど肥後に西遷した直後の建立で、武蔵に残った一族と肥後の一族の結束をはかるために建立されたという説もあるといふ。<sup>35</sup>

## 七 弘安の役以後の異国警固政策と児玉氏、庄氏

前述した弘安四年（一二八一）閏七月七日、船を喪失し帰路を断られた元・高麗軍の掃討戦が行われた直後から、鎌倉幕府は異賊用心のため一層警備を厳重にした。

そこで最初に児玉氏について述べよう。それに関連して、まず幕府は、弘安四年閏七月一日播磨国の御家人寺田太郎入道にあてて、異賊用心のため北条時業を播磨守護に任じたことを告げ、賊船山陽海路に乱入すれば、時業の命に従って防戦の忠を致すべきことを命じた。つまり幕府は、時宗の弟で宗頼の子の播磨守護の時業（兼時の初名）を播磨に派遣し、賊船が山陽の海路に乱入してきたら播磨の御家人を指揮して防戦するように指令したのである。<sup>36</sup>かくして異賊警備の施設は長門国から更に播磨国へと拡張され、瀬戸内海の両要衝に警備が整うことになった。<sup>37</sup>

そして同日に幕府は、児玉六郎繁行・七郎家親に対し子息を安芸国の

所領（下竹仁村・現東広島市（旧広島県福富町））に差し下し、異賊警護に当たらせるように命じた。<sup>38</sup>

異賊事、御用心厳密也、来八月中差下子息於安芸国所領、賊船若入門司関者、早随守護人之催促、属長門国軍陣、可令致防戦忠之状、依仰執達如件、

弘安四年閏七月十一日 相模守（北条時宗）（花押）

児玉六郎（繁行）殿・同七郎（家親）御中

### 【意訳】

異賊用心のため一層警備を厳重にしなければならない。そのため八月中に子息を安芸国の所領に下向させ、元軍の船が門司関（現福岡県北九州市）を通過したならば、守護に従って長門の軍陣に馳せ参じて防戦するように命じる。

### 以下略

なお『新編埼玉県史 通史編2 中世』によれば、江戸時代の写しとして同文のものが三通残されている。それはA児玉六郎（繁行）と七郎（家親）宛（閩閩録巻一七、児玉三郎衛門『萩藩閩閩録』第一巻四九〇頁〜四九二頁）。B「児玉左衛門入道延行宛」（閩閩録巻一九、児玉四郎兵衛『萩藩閩閩録』第一巻五二九頁、『鎌倉遺文』一九一―一四三九〇）。C「児玉二郎吉行人道徳元代」萩藩譜録・御書御奉書写（児玉主計広高）（『児玉町史中世史料編』五二七頁）である。埼玉県史では、Aは正文であるが、B・Cのいずれか、又は両方が、転写される際に、宛名だけが書きかえられた疑いがあると分析している。<sup>39</sup>

ここで私が注目したのは、児玉氏が「守護に従って長門の軍陣に馳

せ参じて防戦するように命じられた」という点である。前述したように、

建治二年（一二七六）正月一日、長門の守護は時宗の弟宗頼（播磨守護の時業の父）が就任し、隣国周防の守護も兼ね、自身が現地に着任した。これ以後、長門・周防両国守護は兼帯が例となり、軍事上の要職として長門探題と呼ばれた。その後、長門守護は兼時（宗頼の子）↓宗政（宗頼の兄、弘安四年（一二八一）閏七月〜八月）↓業時（極楽寺流・重時の子、弘安四年八月〜弘安六年（一二八三）四月九）と続くのである。<sup>40</sup>

なお建治三年（一二七七）正月、長門守護北条宗頼が長門国内の御家人レベルの土地訴訟を直状形式の下知状によって裁許した事実は特筆にあたいする（小野家文書）。この文書は長門守護宗頼に訴訟裁許権があったことを示しており、同時に「長門探題」の権限の他の守護に比しての優越性がうかがえる。「長門探題」の管轄国のうち周防には幕府や六波羅探題の裁許権が及ぶことはあったものの、長門についてはそれがなかった可能性を推測させる。その結果、防長守護は他の守護に比して優位な地位を占め、宗頼や時直にみられるような緊急時における土地訴訟裁許の権限の行使がみとめられていた。<sup>41</sup>つまり、長門守護は、得宗家や有力庶子家極楽寺流に代々継承され、その配下に児玉氏は軍事動員されたのである。御家人児玉氏は北条被官とは確認できないが、同族の庄氏が重時被官から得宗被官化したことを考えると興味深い。

続いて同じ時期の庄氏について述べよう。それに関連して幕府は弘安四年（一二八一）八月一日、第二回目の異国征伐（高麗出兵）を計画した。具体的には弘安の役の「勝利」に乗じて高麗を「征伐」すべく、少弐経資か大友頼泰を大將軍とし、兩人が守護を務める筑前・豊前・豊後三方国の軍勢による高麗出兵を計画した。さらに大和・山城の悪徒（悪党）五六人を軍勢に加えるために八月中に鎮西（九州）に派遣すること

も指令されている。<sup>42</sup>

それと連動して、幕府は弘安四年（一二八一）八月二日、高麗征伐の兵船と水手を確保することを庄四郎太郎と疋鼻四郎左衛門入道行智に命じた。<sup>43</sup>

高麗征伐兵船并水手事、今月五日関東御教書副御事書如此

早速下向備中国、疋鼻四郎左衛門入道行智相共、任被仰

下旨、可被致其沙汰也、仍執達如件

弘安年（ママ）八月十二日 左近将監 判

陸奥守 判

庄四郎太郎入道殿

#### 【意訳】

高麗征伐の兵船と水手（かこ）を確保する事。今月五日の関東御教書に、御事書（ことがき）を副えて指示してある。すぐに備中国に（京都から）下向して、（同族で？在京人の）疋鼻四郎左衛門入道行智（ぎょうち）と一緒に、幕府からの指令に従って、其の命令を実施しなさい。（弘安四年）八月十二日 左近将監（北条時国）判

陸奥守（北条時村）判

庄四郎太郎入道殿

しかし、わずか一カ月後に高麗出兵の延期命令が出される。それは弘安四年九月五日の六波羅施行状案である。<sup>44</sup>

高麗征伐延引事、去八月廿五日関東御教書如此、備中国浦々船点之并水手事、止其沙汰、可被帰参也、仍執達如

件

弘安四年九月五日

左近将監判

庄四郎太郎入道殿

陸奥守判

【意訳】

高麗征伐を延期する事。去る八月廿五日の関東御教書で指示してある事だが、備中国の浦ごとに船を差し押さえならびに水手を確保する事、その命令を止め、帰参させなさい。

弘安四年九月五日

左近将監（北条時国）判

庄四郎太郎入道殿

陸奥守（北条時村）判

以上の史料から庄氏について考察を加える。まず『山口県史 通史編 中世』では、「庄氏とは、備中などに所領をもつ児玉党（武蔵七党の一）の一員で、在京の経験をもつ中国地方の有力御家人（中略）。六波羅探題が『高麗征伐』のための兵船と水手の徴発・確保についての弘安四年八月五日関東御教書を庄四郎太郎入道に示し、早く備中に下向し庁鼻行智と一緒に幕府の命令に従うようにと指示していることが知られる。庁鼻氏の関与の仕方がいま一つ不明であるが、備中の御家人が計画に深く関与している点からみると軍事的徴発の範囲が山陽道に及んでいたことがわかり、第二次『高麗征伐』計画が大がかりなものだったことが推察される。しかし（中略）（同年八月二十五日の延期命令）以降、高麗への出兵は延期のまま実行には至らなかった」としている<sup>46</sup>。

そこで、当時の庄氏について若干の私見を述べると、庄氏は、幕府の命令で備中国の浦ごとに船を差し押さえならびに水手を確保する権限を

有していたことになり、備中周辺の瀬戸内海沿岸での軍事動員権の一翼を担っていたことになる。それでは備中庄氏の上部権力である守護の体制はどのようなようであったかという点、佐藤進一氏によれば、建治二年（一二七〇）以前（弘安二年（一二七九）まで北条氏家督（得宗、北条時宗）としたが、弘安二年から正応五年（一二九二）の間に得宗の手からはなれたとした<sup>46</sup>。さらに小川信氏は、「弘安二年から正応五年までの間に備中国は得宗の手を離れた（中略）北条得宗家は備中を得宗分国とし、有力得宗被官長崎氏を守護代として支配強化を計ったにも拘わらず（中略）備中の在庁は朝廷の権威を後盾とし、守護である得宗の支配に必ずしも帰服していないことがうかがわれる。（中略）鎌倉後期における備中国は相対的自立性を示していて、国衙領も守護領に吸収されず、独自性を維持していたことがうかがわれる。」とした<sup>47</sup>。

そうした備中の公家政権（朝廷）の影響が強い地方権力の複雑さの情勢下、在京人・西国地頭・得宗被官であった庄氏は、得宗専制政治を推進するため幕命に忠実な政治的・軍事活動を要求されたと考えられる。さらに、時代は下るが、それを暗示させる史料が現存する。それは、徳治三年（一三〇八）一月一九日の六波羅御教書案である。<sup>48</sup>

（前欠）

「 厳密沙汰

前々加下知之上、就去年八月十六日関東御教書令施行了、而賊徒等近日弥蜂起、浮数十艘之船、匪啻移取勝載物、剩押寄津々浦々致悪行之、守護未補之問者、白河掃部助五郎相共、於備中国中致海賊之所之者、且任関東御教書、注申地頭名字、至津々浦々船者、可彫付右名字、且相催

地頭御家人致警固、云致忠勤輩、云緩怠之族、為注申聞

東、可被注進也、仍執達如件

德治三年正月十九日 越後守（北条貞顕）判

庄左衛門四郎殿

【意識】

（前欠） 嚴重命令

以前から幕府の命令が出ている以上、去年（徳治二年・一三〇七年）八月十六日の関東御教書の命令に基づいて施策が実行されているはずである。しかし、賊徒（盗賊・海賊）が最近日増しに蜂起して、数十（五〇から六〇）艘の船に乗り込み、勝手に（商船や年貢輸送船の）積み荷を奪い取るだけでなく、度々、津々浦々（多くの港）に押し寄せて悪行（悪事）を行っている。守護が任命されるまでの間、白河掃部助と共に、備中国内で海賊行為をした場所の（管理責任のある）者、一つは関東御教書の方針施策に基づいて、（その土地の）地頭の名字を六波羅探題に報告し、各港に所属している船は、右の（港を支配・管轄している地頭の）名字を船体に彫りつけ（所属を明らかに）させなさい。もう一つは、（備中国内の）地頭御家人を動員して、（海上や港を）警固させなさい。そして、しっかりその任務を果たしている者と、サポートしている連中を、（六波羅探題が）幕府に報告するために、（報告書の原案となる資料を）報告しなさい。以上のように命令する。

以下略

史料を分析すると、白河掃部助五郎と庄左衛門四郎は両使（使節）であり、守護が補任されていない時期であったので、守護としての職務を臨時に代行していた。具体的には、①備中国内で海賊行為をした場所の

土地を支配している地頭名を把握し六波羅探題に報告すること。②海上兵力の掌握として、各港に所属している船の所有者（地頭）を確認し明確にすること。③備中国内の地頭御家人を動員して、海上や港を警固させ、その勤務状況（職務怠慢）を六波羅探題に報告すること等の職務的立場（役職・地位）を得ていたのである。

つまり、庄氏は一四世紀初頭の鎌倉時代の末には、備中守護の職務の一部を代行するほどの有力御家人・得宗被官に成長していた。そして、室町時代には備中守護代をつとめ地域権力化するのである。<sup>49</sup>

## 八 庄氏と庁鼻氏・島津氏

まず、前述した弘安四年（一二八二）八月二日、庄四郎太郎と庁鼻四郎左衛門入道行智に高麗征伐の準備を命じた史料（六波羅施行状案）に登場した庁鼻（こばなわ・庁鼻和・高鼻和）氏について考察しよう。最初にかかげる史料は、弘安六年（一二八三）八月日、沙弥行照解である。<sup>50</sup>

沙弥行照解 申請 証判事

（揖保郡）

請任先傍例、殊給証判、為公驗、播磨国下揖保庄地頭方文書紛失状

右、件地頭職者、高鼻和左衛門尉有景所領也、而息女越後局

相傳之、子息左衛門尉忠行相続管領、其子兩輩（三郎行景・

六郎忠幹）依令

相論彼職、件庄代々証文等、暫預置行照之處、去年十月之比、

為斗藪在京、同十月廿四日夜、強盜令乱入行照之宿所へ持明

院北大路、

被盜取彼証文等畢、雖搜求、不出來、仍以案文△元仁元年十月廿五日宛賜有景関東

御下文、仁治三年八月廿六日有景讓女子越後局狀、但一期之後豊後三郎讓与所也云々、寛元元年

七月廿二日越後局安堵御下文・弘安二年七月廿七日越後局法名仏如讓嫡狀子忠行、

欲摸(も)正文、且如此之重書紛失之時、申請連署、備龜鏡者、先

傍例也、向後若帶彼文書等、有致沙汰之輩者、盜犯之科不可遁者也、望給証判、為用末代之公驗、勒事狀、以解者、

弘安六年八月 日

「今加覆審、尤依有其謂、各所加判也、

散位平朝臣具繁(花押)

前周防守源朝臣惟行(花押)

前左馬助源朝臣仲忠(花押)

木工権頭平朝臣繁高(花押)

造酒正中原朝臣師冬(花押)

助教中原朝臣師經(花押)

前刑部権大輔高階朝臣経茂(花押)

「人々証判分明、仍加署判、

左衛門少尉中原朝臣章名(花押)」

「面々証判頗可謂衆証歟、仍加愚割而已、

右衛門大尉中原章述(朝臣脱力)(花押)」

「群盜乱入之条顯然之上、文書紛失事、隣里連署相叶衆証

仍所加証判也、

修理左宮城判官左衛門少尉中原朝臣章長(花押)」

「文書紛失之条、面々証判足衆、所加愚署而已、

左衛門少尉中原朝臣職隆(花押)

「件文書為群盜紛失之条、面面証判炳焉之間、所加判也、而

已、

防鴨河判官明法博士兼左衛門少尉中原朝臣明盛(花押)

○本文書、第二、第三紙繼目裏に中原章長の花押あり。

【本文の意訳】

沙弥行照(ぎょうしょう)が上申(報告)書をあげ申請し証判(その文書に対する承認・確認の意をあらわす文言と署判)を求めてきた事

願い出る事、先の傍例に基づいて、このことの幕府から証判をもらい、公驗(くげん・土地の所有権を公認した文書)を作成した、播磨国下揖

保庄地頭方文書紛失状、

右、以下の地頭職は、高鼻和左衛門尉有景の所領であった、そして、息女(お嬢様)である越後局に遺産として伝えられた、そして(越後局

の)子息である(島津)左衛門尉忠行(始祖忠久の孫・忠綱の長男)に相続され支配された、忠行の子であるふたりの息子(三郎行景・六郎忠幹)

が所領争いをおこし彼の(地頭)職について裁判をしているので、これらの庄(園)の代々の証文等、しばらくの間行照の所に預けて置いた。

(しかし)去年十月のころ、斗敷(とそう)在京を為す、同十月廿四日夜、強盜が行照の宿所(持明院北大路)に乱入して、これらの証文等を盗み

取ってしまった。その後捜したけれども、出てこなかった。そこで案文(予め作成しておいた写し)を以て△元仁元年(一二二四)十二月廿五日宛

ての幕府からいただいた有景の関東御下文、仁治三年(一二四二)八月

廿六日有景が譲った女子越後局の状、ただし一期(代)のあと豊後三郎譲り与えた所とあるが、寛元元年(一二四三)七月廿二日越後局安堵御下文・弘安二年(一二七九)七月廿七日越後局法名仏如(ぶつによ)の正当な讓嫡状の子である忠行(島津忠綱の長男)が正文を模すと欲し、且つ此の如し之重ねて書を紛失した場合、連署して(幕府に)申請し、亀鏡を備えることは、先の傍例にもとづいている、以後は若し彼の(紛失してしまった)文書等を持ってきて、沙汰致す(権利を主張する)之者がいたならば、盗犯之科(とが)遁(のがる)べからず者也、証判を望み給う、末代の人々のための公験(土地の所有権を公認し)、勅事状(ろくじじょう?)・そのいきさつを記録した文書)、以って報告する。

弘安六年八月 日  
以下略

そこでこの史料からわかることを整理しよう。まず、高鼻和(左衛門尉有景)氏は播磨国下揖保庄の地頭として所領を持ち、在京御家人として活動すると共に、瀬戸内海の要衝である播磨沿岸を海上警固する水軍として活動することも可能であったと考えられる。

次に高鼻和有景の息女である越後局は、島津忠綱と結婚し島津左衛門尉忠行(始祖忠久の孫・忠綱の長男)を生んでいる。『島津氏正統系図』の忠行の項には「三郎左衛門尉 周防守 母高鼻和左衛門尉有景女越後局 法名佛如 ○自建長至ルマテ文應在テ鎌倉勤仕宗尊親王 ○弘安二年被ル播磨國下揖保地頭職、自是世々住播磨」とあり、<sup>51)</sup> 庁鼻(高鼻和)氏は越前島津家と姻戚関係をもち、播磨国周辺で共に活動していた可能性もある。

さらに庁鼻四郎左衛門入道は、弘安二年(一二七九)五月四日の『石

清水文書』から六波羅南方北条時国被官であった。<sup>52)</sup>つまり、前述した弘安四年(一二八二)八月二日の高麗征伐の準備を六波羅探題から命じられた庄四郎太郎と庁鼻四郎左衛門入道行智はともに、在京人でありながら北条氏被官でもあったことになる。

続いて武蔵国で活動していた庁鼻(庁鼻和・高鼻和)氏に関する史料を年代順に列記しよう。

① 文治五年(一一八九)七月十九日、源頼朝は畠山重忠を大手軍先陣として藤原泰衡攻めのため鎌倉を出発した。その隋兵として「成田七郎助綱、高鼻和太郎、塩谷太郎家光、阿保次朗実光」とあり、北武蔵の御家人として位置づけられている(『吾妻鏡』同日条)。<sup>53)</sup>

② 建長二年(一二五〇)三月一日、京都閑院殿造宮の雑掌分担当目録が作成され、閑院内裏造宮を命じられた御家人約二五〇名の担当場所が最終決定し、京都に報告された。その中に「油小路面三十一本(中略)二本 庁鼻和左衛門跡」とある。ちなみにこの史料に記された児玉党の御家人は本庄四郎左衛門尉時家・本庄三郎左衛門入道以下一〇名を確認できる(『吾妻鏡』同日条、『鎌倉遺文』一〇―七二七九)

③ 弘安三年?(一二八〇) 成田某跡注文。<sup>54)</sup>

頭番成田左衛門尉跡

寄埼西郡 友末 真道 □□

幡羅郡 聴鼻和両名 別府□□

同 相石 益田 友成 玉井□□

藤□□名 近正 真道 新開□□

大子良林 国時

この史料から分かることは「宍鼻和氏」の本貫地は武蔵国幡羅郡聴(宍鼻和郷(現深谷市))と考えられる。そして、周辺の武士団として成田氏・別府氏・玉井氏・新開氏があり、同族と考えるならば横山党との関係が強いと思われる。なお、鎌倉時代の後期には成田氏と新開氏は得宗被官となつていたので、次第にこの地域は北条氏の影響下におかれた可能性が高い。その後、宍鼻和郷は室町時代には宍鼻和上杉氏の本拠地となり、国済寺が創建された。<sup>(56)</sup>

最後に宍鼻和と姻戚関係にあつた島津氏と武蔵国との関係を示す史料を提示しよう。それは、元亨元年(一二三二)九月六日、島津道義(忠宗)置文である。<sup>(57)</sup>

(沙汰)

条々さたあるへき所々

(越前) (守護職) (替)

一 系ちせん(の)国すこしきかはりの事

(武蔵国) (鉢形)

一 むさしのくにはちかたの越訴事

(下総) (黒崎) (現千葉県我孫子市)

一 しもうさの国くろさき(の)越訴事

(薩摩国) (谷)

一 さつまのくに(谷山郡)たに山の越訴事

(肥後) (本渡島)

一 ひこの国(天草郡)ほんとのしまの事

(左衛門、貞久) (沙汰)

右、三郎さへもんさたとして、申給へき状如件、

元亨元年九月六日

道義(島津忠宗)(花押)

この史料からわかることは、島津氏が武蔵国鉢形(現寄居町)に所領をもつていたことである。さらに前述した弘安の役で九州において島津氏の被官として軍事活動をした畠山氏と本田氏の本貫地も武蔵国男衾郡である。具体的には『蒙古襲来絵詞』によれば、弘安四年(一二八一)閏七月、弘安の役において、忠時の孫である島津忠光に属した人物として、「はたけやま(畠山)のかくあみたふ(覚阿弥陀仏)」が確認できる。この覚阿弥陀仏は、島津氏の被官で、島津氏との関係で西遷した一族である。さらに注目されるのは、畠山氏が「ほんた(本田)の四郎さへ(左衛門)門かねふさ(兼房)」と共に竹崎季長らの証人となつており、本田氏と連携しながら活動していた点である。本田氏は、武蔵国男衾郡の本田郷(現深谷市)を本領とした東国武士で畠山氏の根本被官であつた。<sup>(58)</sup>つまり、弘安の役で九州において島津氏の配下で軍事活動をした畠山氏と本田氏の本貫地は武蔵国男衾郡であり、宍鼻氏の本貫地は幡羅郡で隣接していた。こうした北武蔵武士団として出自をもち、以前からの交流の可能性も指摘できる。

以上の観点から宍鼻(宍鼻和・高鼻和)氏について総括すると、宍鼻氏は武蔵国幡羅郡宍鼻和を本貫地とする東国御家人であり、西遷して在京人・播磨国の西国地頭御家人として広域的に活動した。それを可能にしたのは同氏の島津氏との姻戚関係はもとより、東国・京都・西国における北条氏被官としてのネットワークであつた。

そのように考えたとき、児玉党庄氏(武蔵国児玉荘「庄」)を本貫地とし、在京人・北条重時および得宗被官、九条家・近衛家といった摂関家との関係)と宍鼻氏との関係性の共通点が認められる。それに基づいて

両氏は鎌倉幕府の命令を受けて西国（瀬戸内海沿岸）での海上警固を含む政治的・軍事的活動を連携して展開したのだろう。

## おわりに

鎌倉幕府の政治体制は、將軍独裁・執権政治・得宗専制へと変質していく。そうした時代の流れのなかで、武蔵国の東国御家人であった庄氏は、鎌倉時代の初め京都に出仕し在京人として自立的な活動をつづけた。しかし、執権政治が確立すると、建長元年（一二四九）には北条重時の被官となり、重時の死後の弘長二年（一二六二）頃には得宗北条時頼の被官となった。

つまり、一三世紀の中頃には、北条氏は執権・連署・六波羅探題の要職を独占し、幕府の西国への領域的支配を拡大した。それにもない京都以下の西国・九州への幕府命令の徹底をはかるため、在京人との一層の連携が必要となり、在京人の一部の被官化（得宗の主従制的支配権の確立）をめざした。その一例として児玉党庄氏を位置づけることもできる。

さらに北条時宗による得宗専制は、文永三年（一二六六）の鎌倉殿宗尊親王の京都送還を経て、文永七年（一二七〇）の新鎌倉殿惟康が従三位上階する頃に確立した。

他方、モンゴルと高麗からの日本への使者は、文永四年（一二六七）九月にもたらされた。日本は蒙古襲来までに少なくとも蒙古国書三通、高麗国書三通、他に蒙古・高麗使節の書状も受け取っているが、日本からは一通も返事を送ることはなかった。

幕府の対外政策は、防衛戦のための異国警固政策であった。そして、

幕府は御家人に対して東国から鎮西（九州）への最初の下向命令を下した。それが文永八年（一二七一）九月一三日に児玉党小代氏などに出された関東御教書である。さらに、文永九年（一二七二）二月一日には異国警固番役がはじまる。

その後、文永九年二月一日～一五日に、二月騒動がおこり、反時宗派の粛清がなされ得宗時宗の専制体制が強化された。その時、北条政村の被官と思われる四方田時綱が、時宗派の討手（刺客）として活動し、後に処刑された。

そして、最初の蒙古襲来である文永の役が文永一二年（一二七四）年一〇月にはじまった。それを記した『八幡愚童訓』『八幡愚童訓』には「児玉黨」の記載はあるが、それに参戦した児玉党武士の具体的な氏族名は不明である。

続いて、文永の役後の鎌倉幕府の異国警固政策を述べよう。それは、異国（高麗）出兵計画と石築地の築造であった。特に石築地の築造は、異国出兵計画を進めている最中の建治二年（一二七六）三月に、幕府が少式経資（肥前守護）に対して国内の地頭・人夫をともなって博多津に向かい、石築地の築造を命じたことにはじまった。また、異国警固番役は石築地の築造後に制度が変更され、鎮西各国がそれぞれ石築地を築造した地区の警固を担当することになった。さらに、石築地の築造が進められ異国警固番役が整備されていく過程で、異国出兵計画の方は中止になった。

こうした政治・軍事情勢の中で、建治元年（一二七五）五月二八日、児玉党小代氏の惣領重康は九州に下向した。

その後、弘安四年（一二八一）五月二日から閏七月一日にかけて弘安の役がおこるが、児玉党武士団の動向を示す史料は現存していない。

最後に弘安の役以後の異国警固政策と関連させて、児玉氏と庄氏の軍事的な活動を示そう。まず、児玉氏については、弘安四年（一二八一）閏七月一日、幕府は児玉六郎繁行・七郎家親に対し子息を安芸国の所領（下竹仁村）に差し下し、異賊警護に当たらせるように命じた。その中で児玉氏は「守護に従って長門の軍陣に馳せ参じて防戦するように命じられた」が、当時の長門守護は、得宗家や有力庶子家極楽寺流に代々継承され、その配下に児玉氏は軍事動員されたことになる。御家人児玉氏は北条被官とは確認できないが、同族の庄氏が重時被官から得宗被官化したことを考えると北条氏の信頼度は高かったのだろう。

次に庄氏について述べよう。それは幕府による二回目の異国（高麗）出兵が計画され、それを受けて、弘安四年（一二八一）八月二二日、高麗征伐の兵船と水手を確保することを庄四郎太郎と庁鼻四郎左衛門入道行智に命じられた。この史料は単なる幕府からの軍事動員命令にとらえることもできるが、庄氏の備中国内での政治力の強さがうかがえる。なぜなら、当時の備中は公家政権（朝廷）の影響力が大きく、在京人・武蔵からの西遷御家人・得宗被官であった庄氏は、同様な性格をもつ庁鼻氏と連携しながら、得宗専制政治を推進するため幕命に忠実な政治的・軍事活動を要求されたからである。

その後、庄氏は一四世紀初頭の鎌倉時代の末には、備中守護の職務の一部を代行するほどの有力御家人・得宗被官に成長した。なお、庄氏の西国備中における政治力の根源は、北条時頼・時宗による得宗専制であり、それを支える極楽寺（重時）流と政村流からの支援（補完）であったと考えられる。

（付記）

本稿は令和元年度、放送大学大学院に提出した修士論文、課題レポートの一部に加筆し、補訂を加えたものである。作成にあたっては、放送大学教授近藤成一先生から懇切な御指導を賜った。ここに記して感謝の意を表したい。

註

- 〔1〕拙稿「武蔵国御家人・在京人庄氏の鎌倉幕府成立期における軍事的・政治的活動」『埼玉地方史』八五、二〇二三年。
- 〔2〕拙稿「児玉党庄氏の承久の乱での立場とその後の在京人・西遷御家人としての政治的活動」『本庄早稲田の杜』ミュージアム調査研究報告二二、二〇二三年。
- 〔3〕北条重時下文（長府毛利家所蔵文書『鎌倉遺文』一〇一七―一三二）。
- 〔4〕拙稿「在京人・西遷御家人庄氏の北条重時被官への政治的経緯」『中央史学』四六、二〇二三年。
- 〔5〕長府毛利家文書『鎌倉遺文』二二―八七八―一。
- 〔6〕森幸夫『六波羅探題の研究』（続群書類従完成会、二〇〇五年）一〇五頁。
- 〔7〕なお、総括的な在京人の研究として、五味文彦「在京人とその位置」『史学雑誌』八三―八、一九七四年、一頁―二六頁）がある。
- 〔8〕保阪潤治所蔵手鑑、東京大学史料編纂所所蔵『鎌倉遺文』二二―九〇―一六。この書状の年代比定について、児玉町教育委員会『児玉町史中世資料編』（一九九二年）は、「相模守時頼 庚申三」端裏書を掲載し、文応元年と推定している（六五頁）。他方、埼玉県教育委員会『埼玉県史料叢書一・古代・中世新出重要史料一』（二〇一一年）は、北条時頼の没年弘長三年以前とした（二〇一頁）。したがってこの書状は時頼による得宗専制が確立した時期に発給された書状と推定できる。

- (9) 拙稿「在京人・北条重時被官庄氏の得宗時頼被官化への政治的経緯」(『埼玉地方史』に投稿中)。
- (10) 近藤成一『鎌倉時代政治構造の研究』校倉書房、二〇一六年、九四頁。
- (11) 近藤成一『鎌倉時代政治構造の研究』八九頁〜九〇頁。
- (12) 近藤成一『鎌倉時代政治構造の研究』九六頁。
- (13) 近藤成一編『モンゴルの襲来』吉川弘文館、二〇〇三年、四二頁〜四六頁。
- (14) 『鎌倉年代記裏書』『武家年代記裏書』(埼玉県『新編埼玉県史 資料編7 中世3』一九八五年、四八九頁・四九二頁)、『新編埼玉県史通史編2 中世』一九八八年、二二五頁〜二二七頁。
- (15) この節の主な参考文献は、相田二郎『蒙古襲来の研究 増補版』吉川弘文館、一九八二年、一頁〜一四頁。近藤成一編『モンゴルの襲来』三五頁〜四一頁。石井正敏『さかのぼり日本史外交篇(8) 鎌倉「武家外交」の誕生』NHK出版、二〇一三年、五九頁〜二〇〇頁。石井正敏著作集3『高麗・宋元と日本』勉誠出版、二〇一七年、二〇七頁〜三〇七頁などである。
- (16) 関東御教書・新式目『鎌倉遺文』一三一九八三。川添昭二『注解元寇防塁編年史料』福岡市教育委員会、一九七一年、一二三頁。
- (17) 関東御教書、肥後小代文書『鎌倉遺文』一四一〇八七三。
- (18) 関東御教書、薩摩二階堂文書『鎌倉遺文』一四一〇八七四。
- (19) 相田二郎『蒙古襲来の研究 増補版』一一頁〜一二頁。
- (20) 川添昭二『注解元寇防塁編年史料』一二四頁〜一二六頁。
- (21) 川添昭二『注解元寇防塁編年史料』一二七頁〜一二八頁。
- (22) 瀬野精一郎『鎮西御家人の研究』吉川弘文館、一九七五年、一二六頁。『鎌倉遺文補遺編・尊経閣文庫文書』九〇。豊後守護(大友頼泰)廻文、尊経閣所蔵野上文書『鎌倉遺文』一四一〇九六四。
- (23) 佐藤進一『日本の中世国家』岩波文庫、二〇二〇年、初出一九八三年、一六六頁〜一六七頁。
- (24) 相田二郎『蒙古襲来の研究 増補版』一五頁。
- (25) 服部英雄『蒙古襲来』山川出版社、二〇一四年、一二二頁〜一二七頁。近藤成一編『モンゴルの襲来』四四頁〜四六頁。
- (26) 太宰府天満宮『太宰府・太宰府天満宮史料 卷8』一九七二年、二二七頁。
- (27) 同書二二七頁。なお、小野尚志『八幡愚童訓諸本研究 論考と資料』三弥井書店、二〇〇一年には、諸本の児(小)玉党を記した同様の史料記事をあげている。具体的には一九四頁・二二五頁・三〇五頁・三四九頁・三九二頁・四九五頁・五五九頁にある。
- (28) 佐藤源作『法恩寺年譜の研究』さきたま出版会、一九八六年、九九頁。
- (29) 近藤成一編『モンゴルの襲来』四六頁〜四九頁。なお元寇防塁の最新の研究として、九州大学埋蔵文化財調査室報告 第7集『箱崎キャンパス地区 元寇防塁 調査総括報告書』九州大学埋蔵文化財調査室、二〇二二年がある。
- (30) 『野原八幡宮文書・八幡宮弥勒寺別宮御領肥後国野原庄西郷御神事流記帳』(東松山市『東松山市史 資料編第二巻』一九八二年、二四五頁〜二四六頁)。
- (31) 荒尾市史編集委員会『荒尾市史 通史編』二〇一二年、一九九頁。
- (32) 近藤成一編『モンゴルの襲来』四九頁〜五二頁。相田二郎『蒙古襲来の研究 増補版』三六頁。
- (33) 『東松山市史 資料編第二巻』二四七頁。
- (34) 千々和到『板碑とその時代』平凡社、一九八八年、七四頁〜七八頁。
- (35) 湯浅治久『蒙古合戦と鎌倉幕府の滅亡』吉川弘文館、二〇一二年、一二七頁〜一二九頁。
- (36) 東寺文書五常『鎌倉遺文』一九一四三八九。川添昭二『北条時宗』吉川弘文館、二〇〇一年、二二五頁。
- (37) 相田二郎『蒙古襲来の研究 増補版』三九七頁。

- (38) 関東御教書、毛利家児玉文書『鎌倉遺文』一九一―一四三八九。
- (39) 同書、二〇一頁～二〇三頁。
- (40) 山口県『山口県史』通史編 中世』二〇二年、一三七頁。
- (41) 児玉眞一「文永・弘安の役を契機とする防長守護北条氏の一考察」(『白山史学』三〇、一九九四年)、『山口県史』通史編 中世』一三八頁～一三九頁。
- (42) 東大寺大観進聖守書状『鎌倉遺文』一九一―一四四三二。近藤成一編『モンゴルの襲来』五二頁～五三頁。川添昭二「北条時宗」二二五頁～二二六頁。『山口県史』通史編 中世』一三三頁～一三三頁。
- (43) 下関市 西家文書五、六波羅施行状案『山口県史』史料編 中世4』五一五頁。
- (44) 下関市 西家文書六、『山口県史』史料編 中世4』五一五頁。
- (45) 同書一三四頁。
- (46) 同氏『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』東京大学出版会、一九七二年、一六七頁。
- (47) 同氏『中世都市「府中」の展開』思文閣出版、二〇〇一年、二六頁～二七頁。
- (48) 下関市 西家文書二二、『山口県史』史料編 中世4』五一七頁。
- (49) 古野貞『中世後期細川氏の権力構造』吉川弘文館、二〇〇八年、二六頁～四四頁、一三〇頁～一五六頁。
- (50) 旧越前島津家文書『鎌倉遺文』二〇―一四九三五。
- (51) 尚古集成館『島津氏正統系図』一九八五年、一四頁。
- (52) 北条氏研究会編「北条氏被官一覧」『北条氏系譜人名辞典』新人物往来社、二〇〇一年、六一―二頁。
- (53) 五味文彦・本郷和人編『現代語訳 吾妻鏡四』吉川弘文館、二〇〇八年の  
一八九頁の解説に、注97助綱(生没年未詳。成田助広の男。七郎と称す。武蔵国幡羅郡の武士で、挙兵時から源頼朝に従っていた。横山党)。注98高鼻和太郎(生没年未詳。武蔵国の武士か)。注99家光(生没年未詳。児玉党の武士)。  
注100実光、新里恒房の男。安保次郎を称す。武蔵国の武士団丹党の一族とある。
- (54) 金沢文庫文書『鎌倉遺文』一八―一三八六七。
- (55) 山野龍太郎「大蔵合戦と新開氏の誕生」『埼玉地方史』八一、二〇二二年、一頁～二二頁。
- (56) 湯山学「庁鼻和(深谷)上杉考」『関東上杉氏の研究』岩田書院、二〇〇九年、三三三頁～三三七頁。
- (57) 島津家文書『鎌倉遺文』三六―二七八五七。千葉県史研究財団『千葉県の歴史 資料編 中世4(県外文書1)』二〇〇三年、四六一頁。
- (58) 山野龍太郎「畠山重忠の政治的遺産」北条氏研究会編『武蔵武士の諸相』勉世出版、二〇一七年、一四七頁。